

政策評価制度の基本研修

政策評価に関する統一研修

本研修の構成

本研修では、法令等に基づく、政策評価制度の基本概念、各府省において実施いただく基本的事項等について解説します。

具体的な運用に当たっては、各府省の政策や意思決定方法に応じて工夫いただき、政策評価をよりよい政策実現への一助となるよう活用ください。

◆ 政策評価のポイント

- ・ 政策評価制度の導入経緯 …3
- ・ 政策評価の在り方 …4

◆ 各府省が行う政策評価（評価プロセス）

- ・ 法律の概要 …6
- ・ ある府省の年間スケジュールイメージ …7
- ・ 政策評価の対象について …8
- ・ 政策評価書作成における留意点 …9
- ・ 評価義務付け5分野 …11
- ・ 政策評価に関する法令、ガイドライン等 …16
- ・ 運用する上で参考となる政策評価の方式 …18

◆ （補論1）総務省が行う評価

- ・ 複数府省にまたがる政策の評価 …20
- ・ 各府省が行う政策評価の点検 …21

◆ （補論2）政策評価制度の周辺情報

- ・ 政策評価制度の変遷 …24
- ・ 政策評価に関する基本方針 …25
（令和5年一部変更の趣旨）
- ・ 政府全体のEBPMの取組 …31

* 資料中の「法」は全て行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）を指します。

政策評価のポイント

【行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）】

「評価機能の充実強化」

○評価機能の充実の必要性

評価を企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要

○各省における評価機能の強化

各省に評価部門を確立すべき

○評価結果の公開

評価の迅速化や情報の公開を積極的に進める必要



平成13年1月、中央省庁再編と同時に政策評価制度がスタート



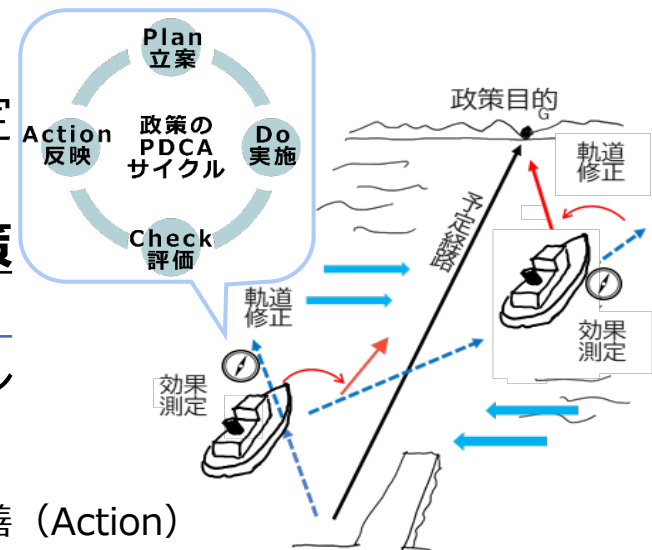
「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」
（政策評価法）（平成14年4月施行）

政策評価の在り方（行政機関が行う政策の評価に関する法律）

第3条^(抜粋) **行政機関は、**その所掌に係る政策について、適時に、その**政策効果を把握し**、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、**自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映**させなければならない。

いわば、

①政策目的（目的地）、②効果発現経路（予定経路）、③政策効果（これまでの軌跡）から、**政策の進捗状況（現在地）を正しく知り、政策の「目的地」に向かうためのナビゲーション・システム**であり、政策のマネジメントサイクル（PDCA※）に組み込まれるべきもの。



※PDCA：企画立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）

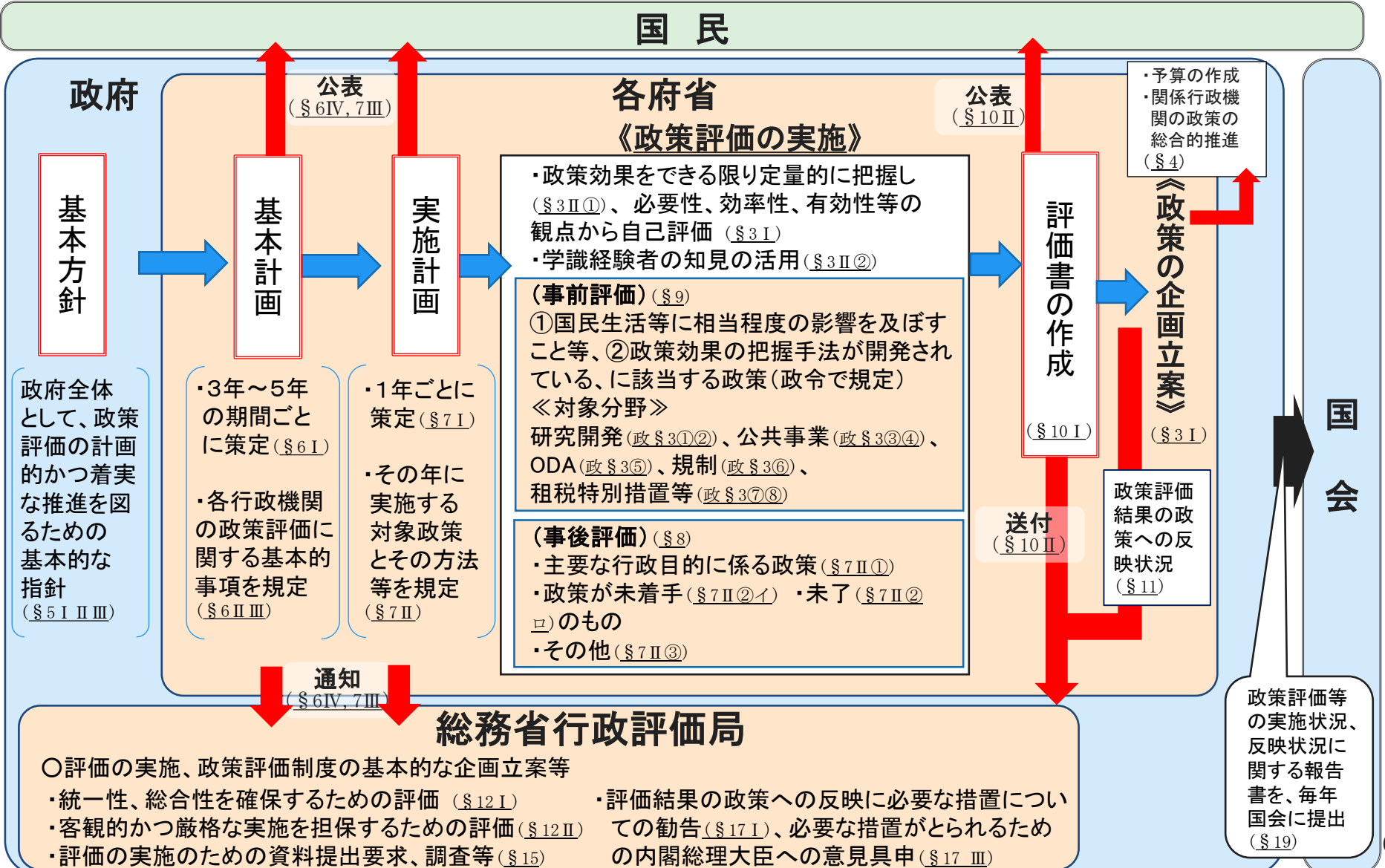
出典：第27回政策評価審議会
森田朗部会長提出資料を加工

有効に機能することにより、
政策の質の向上、行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、
国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政を実現

各府省が行う政策評価（評価プロセス）

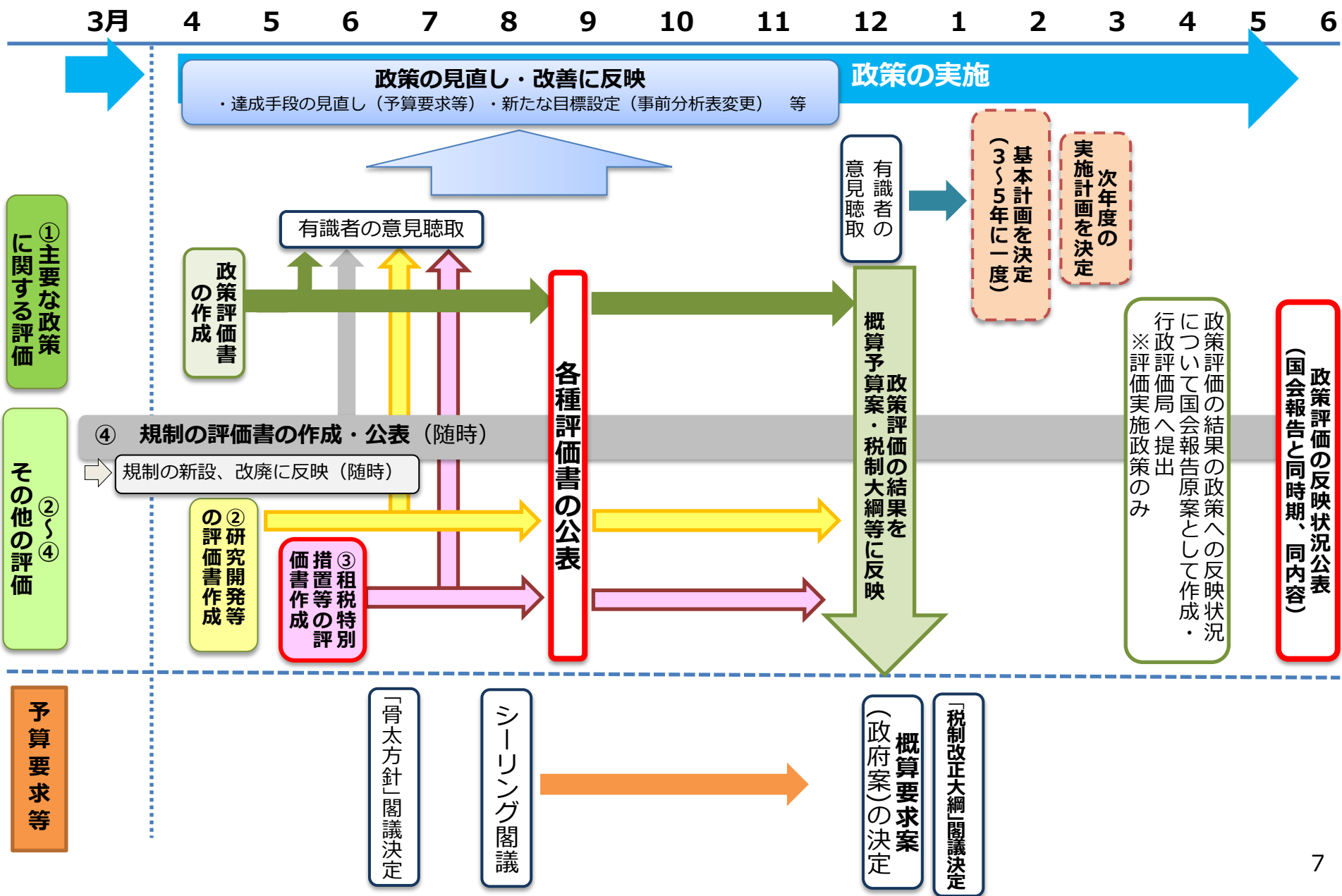
行政機関が行う政策の評価に関する法律の概要

目的：政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって**効果的かつ効率的な行政の推進**に資するとともに、政府の有するその諸活動について**国民に説明する責務が全うされる**ようにすること



ある府省の政策評価の年間スケジュールイメージ

※赤枠を除きスケジュールはあくまで一例であり、各府省の政策マネジメントサイクルに応じた基本計画及び実施計画に沿って対応



政策評価の対象について

1. 事後評価の対象となる政策

* 法第8条、法第6条第2項

各府省庁が定めた政策評価に関する「基本計画」の期間（3～5年）で、その任務を達成するために実現すべき主要な行政目的に係る政策は網羅するよう、**事後評価を義務付け**（政府全体で約500政策が対象）

※ほか、事業決定後5年経過時点で未着手のものや10年経過時点で事業が未了のものも事後評価の対象

2. 事前評価の対象となる政策

* 法第9条、令第3条

国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は多額の費用を要することが見込まれる政策については**事前評価を義務付け**（詳細はP11～）

- ・ 研究開発 ※10億円以上
- ・ 公共事業 ※10億円以上
- ・ ODA ※10億円以上（無償）
※150億円以上（有償）
- ・ 規制
- ・ 租税特別措置等

いったん開始すると中止が困難となったり、途中での見直しがかえって非効率となるような政策については、政策を決定する前に事前の評価を実施

政策評価書作成における留意点

政策評価書は法第10条において以下に掲げる事項を記載することとされています。
* 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン 参照

① 政策評価の対象とした政策

② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

③ 政策評価の観点

必要性、効率性、有効性等の観点について、具体的に当該政策についてどのように当てはめたのかを記載

④ 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握の際に使用した仮定や前提条件等も含めて記載

⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記載

⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意

⑦ 政策評価の結果

政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等も踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点に照らして、総合的に導き出された判定、評価の結論的なコメント及び評価結果の政策への反映の方向性を記載

政策評価書作成における留意点

特に、③政策評価の観点 及び ⑦政策評価の結果については、政策効果の把握の結果を基礎として、**必要性、効率性、有効性**などの観点から評価し、**評価結果の政策への反映の方向性を記載すること**としています。

* 法第3条、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン

必要性

- ・ 政策の目的は、国民や社会のニーズに照らして妥当？
- ・ 行政が担う必要があるか？

効率性

- ・ コストに見合った効果があった？
- ・ より少ないコストで必要な効果が得られるものは他にない？

有効性

- ・ 政策を実施したことで、期待した効果があった？

研究開発の政策評価の義務付け対象

○事前評価

事業費10億円以上の個々の研究開発
(人文科学のみに係るものを除く。)

○事後評価

政策決定してから5年経過時点で未着手又は10年超過時点で未了

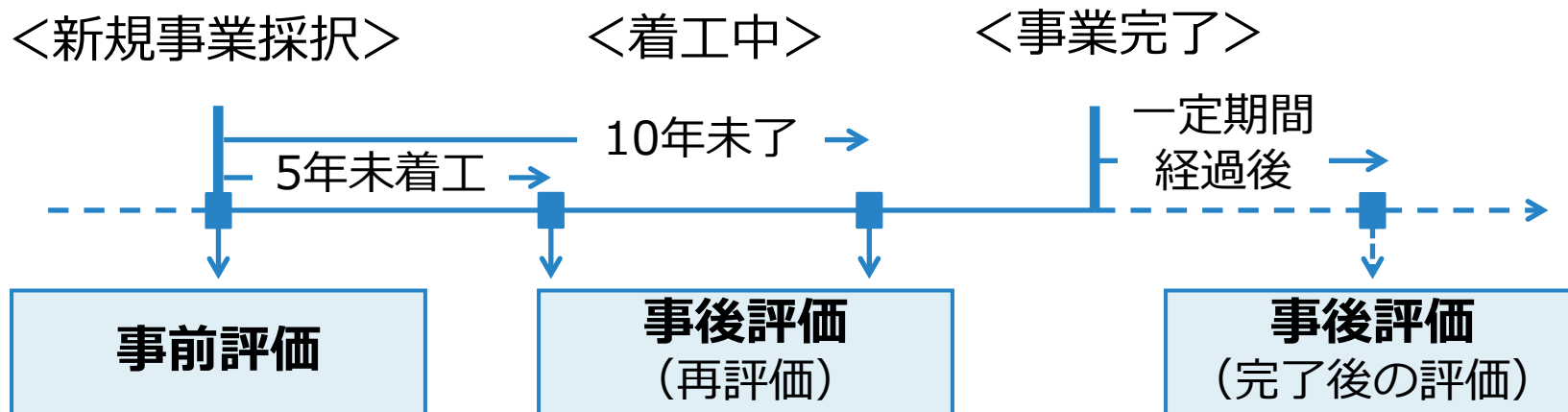
国の研究開発評価に関する
大綱的指針（総理大臣決定）

(評価対象)

- ・ 研究開発プログラム
- ・ 研究開発課題
- ・ 研究者等の業績
- ・ 研究開発機関等

※政策評価と大綱的指針による
研究開発評価は整合するよう
取り組むこととされている。

評価義務付け5分野 ～ (2) 公共事業の政策評価～



一般的に、事業区分ごとに作成した評価マニュアルに基づき
費用便益分析を実施

○事前評価（義務付け）

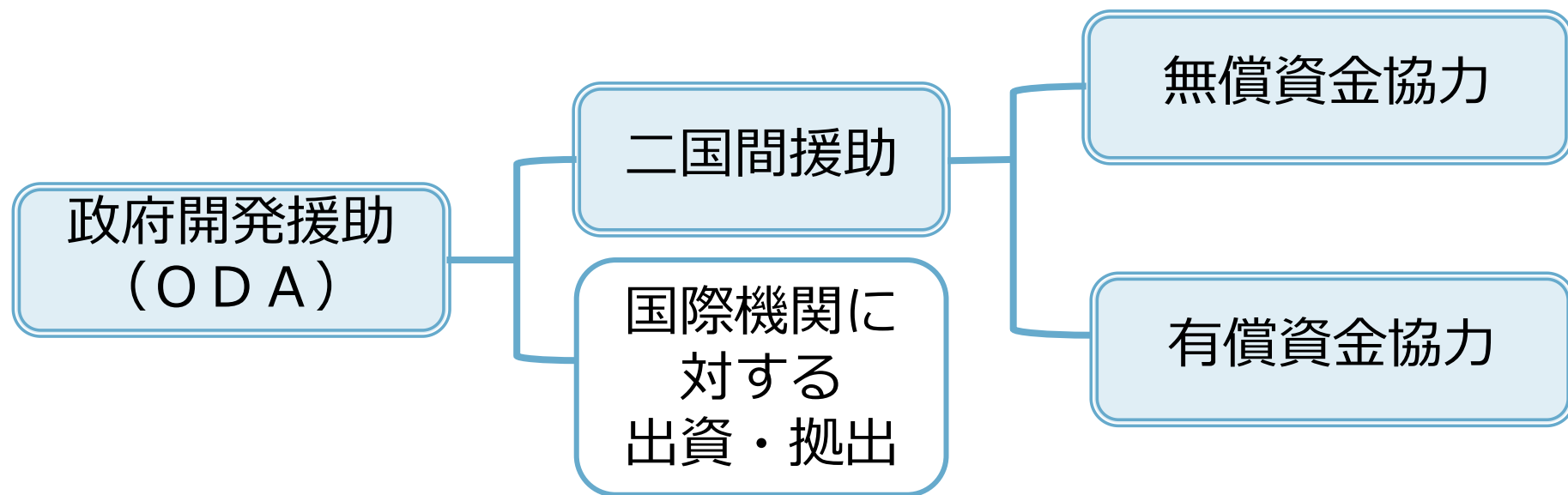
新規事業の採択時において、事業費10億円以上のもの

○事後評価（再評価）（義務付け）

事業採択時から5年経過して未着工の事業、
10年経過して継続中の事業等

○事後評価（完了後の評価）

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過した事業



○事前評価（義務付け）

- ・ 供与限度額が10億円以上の無償資金協力事業
（技術協力又はこれに密接に関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われるもの）
- ・ 供与限度額が150億円以上の有償資金協力事業

○事後評価（義務付け）

- ・ 事業決定後5年経過時点で未着手のもの
- ・ 10年経過時点で事業が未了のもの

規制：国民の権利を制限し、又は義務を課すもの

評価の観点

- ・ 課題や問題の解決手段として規制の必要性、妥当性及び有効性
- ・ 規制の導入に伴い発生する効果及び負担の把握

安全、防災、環境保全、
消費者保護等の行政目的
の実現により得られる
プラスの面

安全 健康 環境 等

分析

規制により発生する
国民の負担（設備投資
や手続費用）などの
マイナスの面

手続 取締り等

規制の質の向上、国民への説明責任

- **事前評価（義務付け）**
法律又は政令で新設・改廃する規制
- **事後評価（義務付け）**
事前評価を実施した規制

「平成22年度税制改正大綱」

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置（租税特別措置等）の抜本的な見直しの方針



租税特別措置等の政策評価

事前評価：税制改正要望（新設、拡充又は延長）を行う
租税特別措置等

事後評価：上記以外の租税特別措置等

必要性

有効性

相当性

効果を
客観的かつ
厳格に評価

※法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等は、
政策評価の実施を義務付け

- **行政機関が行う政策の評価に関する法律**（平成13年法律第86号）
→政策評価制度に関する基本的事項を規定（P 6 参照）
- **行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令**（平成13年政令第323号）
→法から委任された事項について規定（義務的事前評価の対象）
- **行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則**（平成19年総務省令第95号）
→法第9条に規定する規制の事前評価の対象外となる事項等を規定
- **政策評価に関する基本方針**（平成17年12月16日閣議決定、令和5年3月28日一部変更。）
→法第5条に基づき、政策評価の実施に関する基本的事項を規定
 - ✓ 政策評価の実施に関する基本的な方針
 - ✓ 政策評価の観点に関する基本的な事項
 - ✓ 政策効果の把握に関する基本的な事項
 - ✓ 事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）の実施に関する基本的な事項
 - ✓ 事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）の実施に関する基本的な事項
 - ✓ 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項
 - ✓ 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項
 - ✓ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項
 - ✓ その他政策評価の実施に関する重要事項、研修や調査研究に関する事項等

* [政策評価ポータルサイトに掲載](#)

政策評価に関する法令、ガイドライン等

～実施・運用に係る具体的事項を定めたガイドライン等～

■ 政策評価の実施に関するガイドライン

(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承、令和5年3月31日一部改正。)

■ 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン (平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承)

→政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として定めるもの (全ての政策評価を対象)。

■ 規制の政策評価の実施に関するガイドライン

(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承、令和6年3月15日一部改正。)

→規制の事前評価書及び事後評価書の標準的な作成手順等を示したものの。

■ 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承、平成25年8月5日一部改正。)

→租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものの。

■ 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン (令和6年3月行政評価局策定、令和7年6月最終改定。)

→令和5年3月の政策評価に関する基本方針の改定を踏まえ、各府省における政策効果の把握・分析の取組を後押しするため、政策評価の実施時のみならず政策の企画立案時にも活用できるよう、効果の把握・分析の手法等について得られた知見や方法を整理したものの。

■ 目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン (平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)

→目標管理型※の政策評価の実施に当たっての基本的考え方、実施内容等を明確化し、各府省における取組の標準的な指針を示したものの。

※令和5年3月の政策評価に関する基本方針の改定により、評価方式を3方式を原則としていたところ政策の特性に応じた評価手法を導入する柔軟化を行ったため、本ガイドラインは義務的なものではない。

■ 政策評価の円滑かつ効果的な実施について (平成15年6月4日総務省行政評価局長通知)

→政策評価結果を政策の企画立案 (予算要求、法令等による制度整備含む。) に活用することや評価書の適時の公表について各府省にお願いするもの。

* [政策評価ポータルサイトに掲載](#)

➔ 評価方法や評価書作成方法等の具体的な作業指針

運用する上で参考となる政策評価の方式

政策評価を行うに当たっては、政策や意思決定方法に応じた方式とすることが重要です。そのため、画一的・統一的な制度運用を改め、各府省の設計の自由度を高めています。

参考に、基本的なものとして以下の3つの方式がありますが、どのような評価方式においても、政策評価を実施する過程で得られた気づきや議論の深まりを踏まえて**政策の質を上げることが目的**です。

※ 実際の評価方式の具体的な選択や運用の実例は「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」を御参考ください。

事業評価方式

あらかじめ期待される政策効果や要する費用等を推計・測定し、目的の妥当性、費用対効果等の観点から評価、必要に応じ事後検証を行う方式
(事前評価・事後評価)

実績評価方式

あらかじめ目標を設定(可能な限り定量化)し、その達成度を測定して評価する方式
(事後評価)

総合評価方式

政策効果を様々な角度から分析し、問題点やその原因を把握するなど総合的に評価する方式
(事後評価)

*各方式の詳細は「政策評価の実施に関するガイドライン」参照

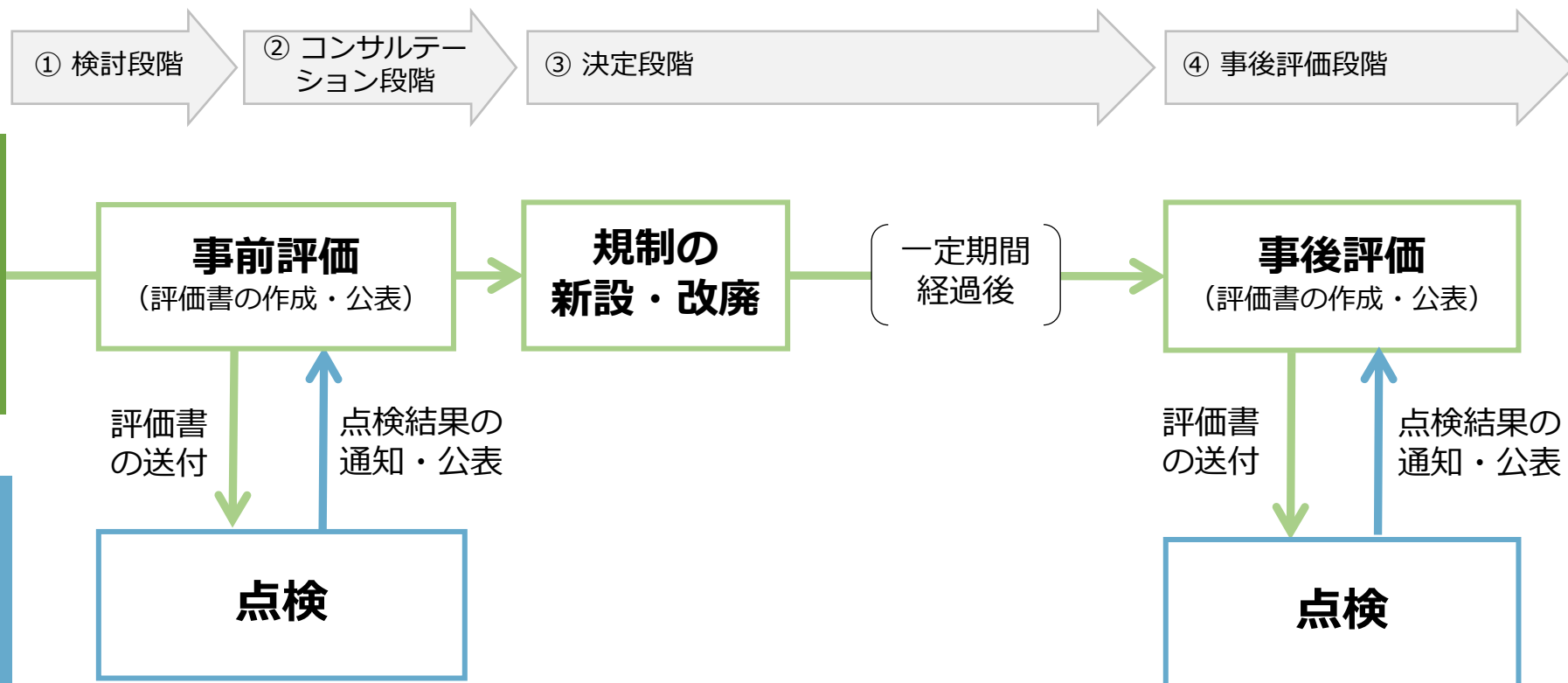
補論 1

総務省が行う評価

- 総務省（行政評価局）は、複数府省にまたがる政策について政府全体の統一性又は総合性を確保するための評価を実施
- 政策効果の把握・分析を行い、評価した結果を相手府省に通知必要がある場合には、各府省に対して勧告

* 複数府省にまたがる政策の評価結果のこれまでの実績：[総務省](#) | [行政評価](#) | [複数府省にまたがる政策の評価結果](#)

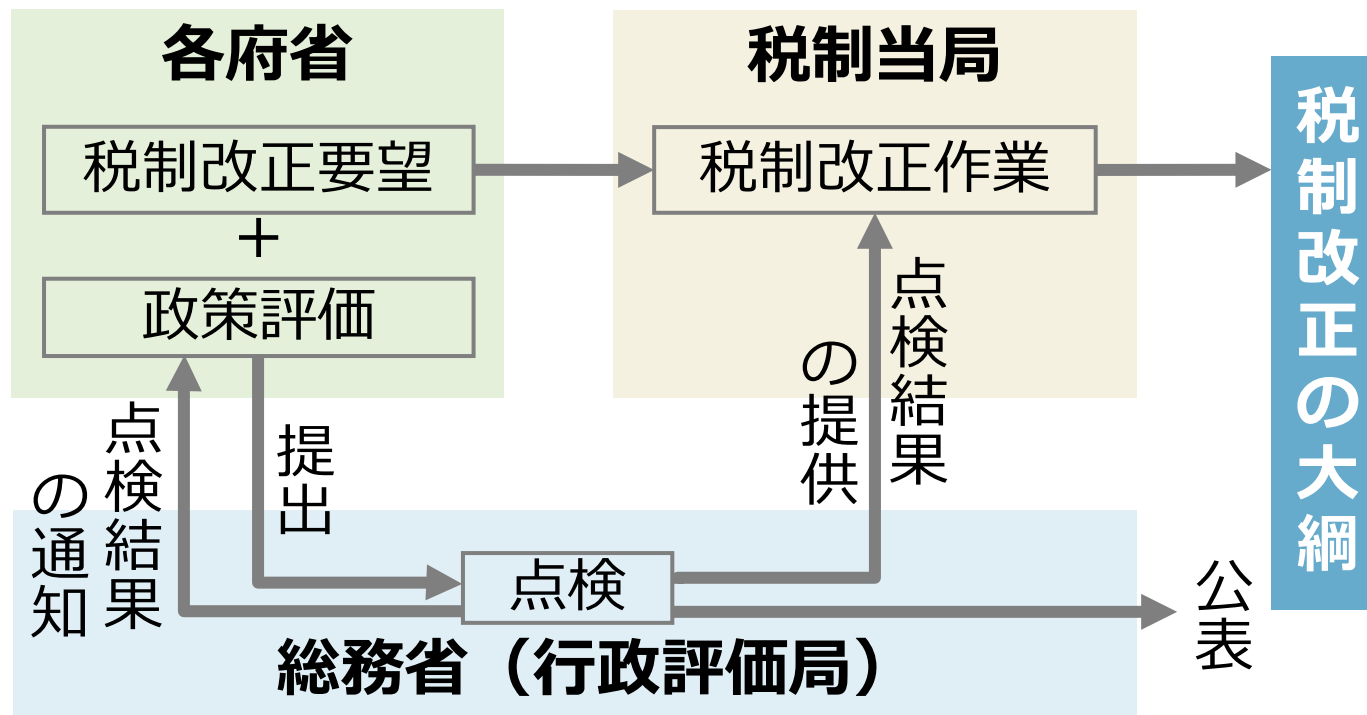
【評価・点検の主な流れ】



○総務省は、各府省が実施した評価について、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」に記載の主要なポイント（効果の定量化等）の実施状況を中心に点検し、結果を公表

○各府省に対し、個別の改善点を指摘するとともに、推奨事例を横展開

【評価・点検の流れ】



- 総務省は、主に有効性の観点から、各府省が実施した評価の内容を点検
[主な点検項目] 達成目標が適切に設定されているか
適用数・減収額・効果が定量的に分析されているか
- 点検の結果は、税制当局に提供するとともに、関係する行政機関に通知・公表

補論 2

政策評価制度の周辺情報

(参考) 政策評価制度の変遷

事後評価 (主要な行政目的に係るもの等)

事前評価 (政令による義務付け対象)

平成14年 政策評価法施行

自己評価原則

実績評価

・企画立案には政策効果の分析や評価が不可欠 (政策評価制度導入)

公共事業

研究開発

ODA

平成17年 法施行後3年経過後の見直し

予算との連携

・政策体系 (政策-施策-事務事業) の明示
・施策と予算の項の対応

平成19年、22年 事前評価の義務付け対象の追加 (規制、租税特別措置)

対象重点化

公共事業

研究開発

ODA

規制

租特

平成25年 目標管理型評価の本格導入

(施策レベル)

目標管理型評価

(事業レベル)

行政事業レビュー

平成29年 EBPM (Evidence-based Policy Making) の導入

Covid-19

令和2年 内閣官房行政改革推進本部事務局「デジタル時代における今後の行政改革の基本的方向性」

令和3年 政策評価審議会提言

令和4年 政策評価審議会「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」

行政改革推進会議「アジャイル型政策形成・評価に関するWG提言」

令和5年 「政策評価に関する基本方針」の一部変更 (閣議決定)

効果検証

・政策効果の把握・分析機能の強化 (基礎的なEBPM)
・意思決定過程での活用の促進

【基本的考え方】

- ・ 複雑困難な課題に対応するためには、**機動的かつ柔軟な政策展開**が有効であり、そのために政策評価の機能を発揮していく。
- ・ 政策評価の機能を最大限活用した**新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行う**ことが、**行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価される**ことを目指す。
- ・ 各府省は、次期基本計画期間を**試行的取組の期間**と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行

【主な内容】

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、**政策効果の把握・分析機能を強化**。そのため、**画一的・統一的な制度運用を転換**し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、**意思決定過程における活用を推進**

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ利活用・人材育成支援等を含め、**政策評価の取組の継続的な改善を促進**
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。結果を「**新ガイドライン**」に反映し、更に各府省の取組の質を高めていく**政策評価制度のPDCAサイクルを確立**

各府省

- ・ **政策の特性に応じた評価手法導入**
→ 目的に対応した形で政策効果の把握ができ、政策の改善に有益な情報を得られる。
- ・ **意思決定過程での活用**
→ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業からの有益な情報を意思決定過程で活用

機動的かつ柔軟な政策展開の実現

新ガイドライン策定

(令和6年3月策定・公表)

評価手法(適切な目標・指標設定の考え方等)や意思決定過程における活用方法等を提示して、各府省の政策評価を後押し(策定後も**随時改定**)

総務省(行政評価局)

- ・ 政策評価の取組の継続的な改善を促進
- ・ 政策効果の把握・分析手法を研究

政策評価審議会

有効性の観点からの評価手法や各府省の意思決定過程における政策評価の活用の在り方を整理・分析

1. 今回の制度見直しの趣旨

問題意識

- ・ 「政策評価」は、本来は政策立案過程で自然に行われるもの。
- ・ しかし、現実には**意思決定過程から遊離した「作業」**になっていないか。

見直しの基本的考え方

- ・ 「評価のための評価」はやめ、「**意思決定に使える評価**」に変える。
- ・ このため、政策や意思決定方法に応じて作り方・使い方を換えられるよう、従来の**画一的・統一的な制度運用を改め、各府省の設計の自由度を高める**。

※ **政策評価をより精緻に行うことが目的ではない。**

政策評価の営みの過程で生み出される新しいデータや情報に触れ、これまで気付けなかったことに気付くことなどによって、政策の進捗を前向きに捉え、政策の効果を上げるための創意工夫について議論を深め、**政策の質を上げることが目的**である。

2. 制度見直しのコンセプト

使える評価
とは？

意思決定過程で「使える評価」であるか否かは、
意思決定者にとって有益な情報を生み出せているか否かで判断する。

コンセプト

①
政策効果の
把握・分析
機能の強化

政策の効果の発現状況を測定し、成功要因やボトルネック等について分析する。次の立案や改善に有益と考えられる情報を整理する。

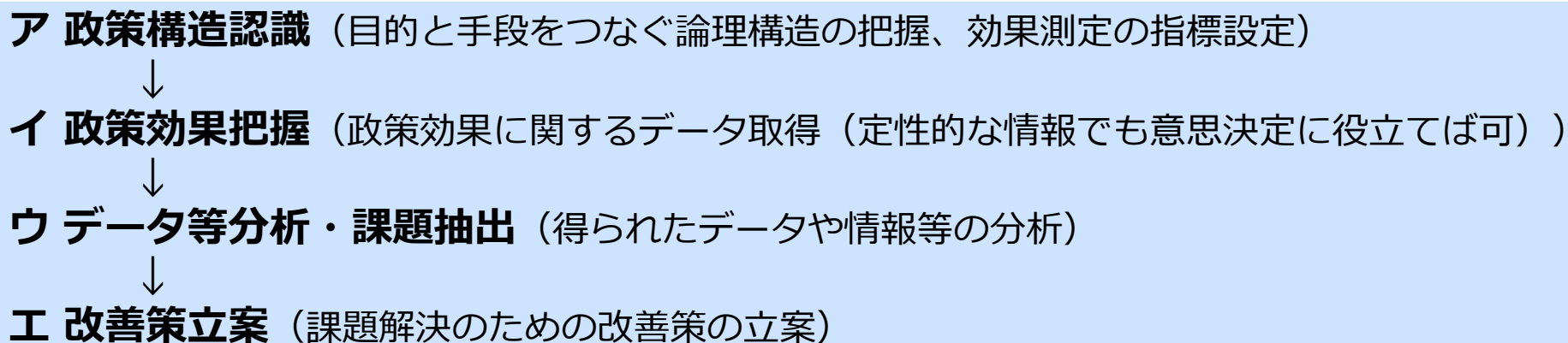


②
意思決定過程での活用
の促進

政策評価から産出された情報を意思決定で使い、現実の意思決定のニーズに照らして評価方法等の見直し・改善についてフィードバックを行うことで、①の改善につなげる。

データ等を活用した政策効果の把握・分析は、知的に高度な営みであり、若手職員にとっても、仕事の意義を見出し、働く意欲につながる「働き方改革」にも寄与する。

3. 政策効果の把握・分析機能の強化



政策効果の把握・分析の基礎

「行革事務局説明資料」に記載の「**行政事業レビューシート作成・点検のポイント**」の考え方を実践することが、政策効果の把握・分析の基礎的な条件を整えることにつながるため、各府省において政策評価を設計する際の参考にしていただきたい。

評価書に記載する事項については、見直しの趣旨を踏まえて柔軟に捉えるので行政評価局に積極的に御相談いただきたい。

応用編の分析手法の確立に向けて

様々な分析手法が開発されているもののまだ発展途上であると認識。

学術研究が目的ではなく、実務の**現場で実施可能な実用的な手法**を見出していく。まずは普及することを優先し、分析に要するコスト (時間・費用等) を加味し、「**実務ではこのやり方で十分**」という分析の手法や水準についての考え方を総務省において整理し、**技術的なガイドラインとして提示する**。

4. 意思決定過程での活用の促進

「評価書」という形式にとらわれず、行政事業レビューや審議会等での議論等を含む**多様な評価関連作業から生み出される政策効果の把握・分析結果等を活用**して、意思決定の質を高め、**していくことが目的。**

このため、各府省における意思決定過程での活用を促進する観点から、**評価関連作業を総合的に捉えて、相互の役割分担を整理**すること等により、効果的な運用を図る。

今後の進め方

各府省の意思決定の特性に応じた方法を、それぞれで見出していただく。一律のやり方を示すことはしないが、行政評価局が**各府省の取組実例を整理**して各府省における取組の参考に供する。(これまでのところ、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、防衛省等が制度見直しを踏まえた新たな取組を検討中と認識。)

制度見直しの内容

次期**基本計画期間中全体を「試行期間」と位置づけ**。
各府省の実情に応じた実験的な取組を後押しするため、**期中の軌道修正も容易化**。

政府統一様式によらない評価が可能に。各省の**実情に応じたカスタマイズを推奨**。

意思決定に有益な情報を生み出す機能としては、政策評価とレビューは同じ。
作業が重複している場合は、**レビューシートを評価書として代替することも可能**。
白書等の他の分析作業の成果をそのまま活かすことも積極的に認めていくので、行政評価局に御相談いただきたい。

5. 制度官庁の責務・役割の明確化

評価法施行直後から「政策評価」の定着を優先するために、画一的・統一的な制度運用に重きを置いてきたが、今後は本来の制度趣旨に立ち返り、**形式ではなく実質を重視**し、各府省の意思決定に有益な情報を生み出すための**前向きな挑戦を後押し**していく。

分析手法 の実践的 ノウハウ

令和4年8月から、行政評価局に「効果検証タスクフォース」を設置し、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践。従来から行っている「実証的共同研究」も含め、**実務上の課題（特に分析の難しさや想定どおりに効果を把握できなかった事例）を整理**している。

各府省における**個別の分析作業で直面する悩み**を共有いただければ、政策評価審議会等での**検討の上、制度官庁として「実務ではこれでよい」という水準にコミット**していく。

（「悩み」の実例：

- ・学術的な要求水準を満たすことは難しいが実務ではどこまで簡易に行うことが可能か、
- ・定量的な分析はコスト面から難しいが定性的な手法を組み合わせる分析してよいか、
- ・学術的に必要なデータと実務上政策改善に必要なデータは異なるがデータ取得の設計に当たって何に気を付けるべきか など)

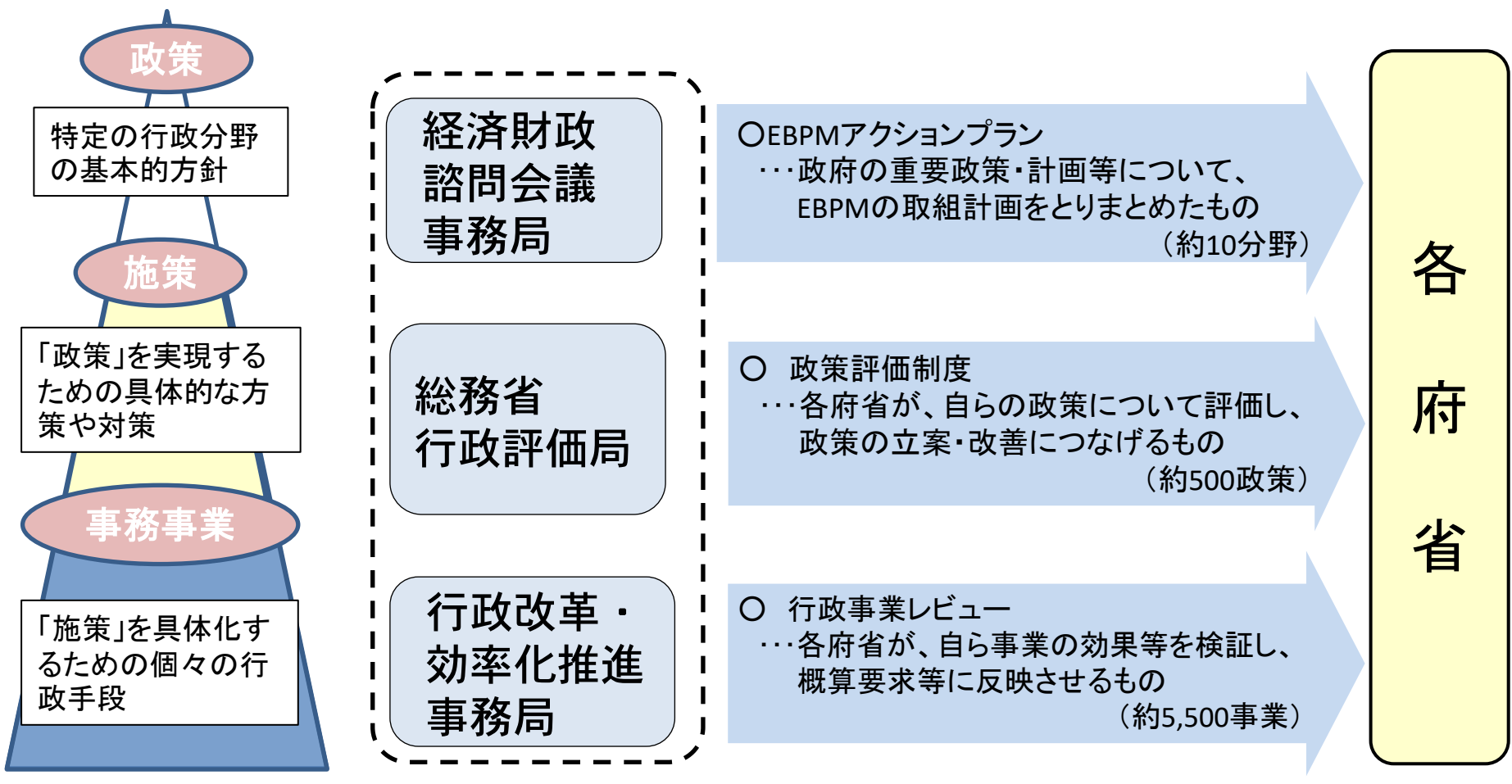
意思決定 過程での 活用事例

取組の自由度が高まることから、各府省での積極的な取組がどこまで制度上許容されるかの疑義が生じやすくなると想定している。

参考となる各府省の取組を紹介するとともに、**見直しの趣旨に合致していれば柔軟に多様なやり方を認め、制度官庁としても責任を負う方針**であるので行政評価局に相談いただきたい。

(参考) 政府全体のEBPMの取組

～政策、施策、事務事業の各段階におけるEBPMの取組～



※EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) は、政策目的を明確化した上で、データや根拠に基づいて、政策の立案を行うことが重要であるという考え方

(参考) 政府全体のEBPMの取組

～政府におけるEBPMの推進(取組状況)～

(出典) EBPM取組方針(令和8年度)(令和8年2月17日EBPM推進委員会決定)

(イメージ)

